

## 資料7 (第3回 救急医療の今後のあり方に関する検討会)

### 高度救命救急センターのあり方について(論点メモ)

○ 高度救命救急センターをどのように位置づけるか。

- ・ 総合的により高度な機能をもつ救命救急センターか。
- ・ 高度な専門領域をもつ救命救急センターか。

○ 総合的により高度な機能をもつ救命救急センターとして位置づけるとした場合、何が求められるか。

- ・ 求められる機能・役割は何か。(通常の救命救急センターとの違い)
- ・ 求められる体制は何か。(人員、施設、設備等)
- ・ 全国的な配置をどう考えるか。

○ 高度な専門領域をもつ救命救急センターとして位置づけるとした場合、何が求められるか。

- ・ 高度な専門領域として位置づける疾患・分野は何か。
- ・ それぞれに求められる機能・役割は何か。(通常の救命救急センターとの違い)
- ・ 求められる体制は何か。(人員、施設、設備等)
- ・ 全国的な配置をどう考えるか。

○ 従来の高度救命救急センターの位置づけをどう考えるか。

# 救急医療対策事業実施要綱

(平成19年度抜粋版)

## 第9 高度救命救急センター

### 1. 目的

この事業は、都道府県が高度救命救急センターを整備し、救急医療の円滑な連携体制のもとに、特殊疾病患者に対する医療を確保することを目的とする。

### 2. 補助対象

都道府県の医療計画に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営し、厚生労働大臣が認めた救命救急センターのうち、特に高度な診療機能を有するものとして厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

### 3. 運営方針

高度救命救急センターは、救命救急センターに収容される患者のうち、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れるものとする。

### 4. 整備基準

- (1) 高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである。
- (2) 高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

#### ア 医 師

常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする。

#### イ 看護師等医療従事者

特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくものとする。

#### (3) 設 備

高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。